

日本国憲法における「平和主義」の世界的意義

兵庫県神戸市 匿名希望

同時多発テロ、国内紛争、核兵器など、今日平和について考えさせられる機会が多々ある。特にタイムリーなのが「テロ特措法案」を政府が検討しているということだろう。

私は法学部に在籍しており、憲法の授業を受けてきた。そして、憲法のことを知れば知るほど、日本国憲法の「平和主義」は過去の歴史の反省を踏まえて良く考えられた原理であり、そのような原理が自国の憲法に採用されているということが誇らしく思えた。だからこそ今まさに日本国憲法における「平和主義」の世界的意義を考えなければならないと思う。

日本国憲法前文は、日本国民が「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こらないやうにする」とともに「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と規定し、恒久の平和への決意を述べている。さらに前文は「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認」し、「平和のうちに生存する権利」(平和的生存権)を宣言している。

この前文の決意と理念を具体化するために、憲法9条で戦争の放棄と戦力の不所持および交戦権の否定を定めている。

日本国憲法は、最も徹底した非戦・非武装平和主義と、平和を全世界の人間の権利としてとらえる平和的生存権の承認という2点において、画期的で世界史的意義を持つ平和憲法であるといわれている。

第一次世界大戦後の不戦条約以後、戦争を防止するために、法的に戦争を違法なものとして制限ないし禁止しようとする戦争の違法化の動きがおき、戦争を放棄した憲法が各国で制定された。しかし、これはいずれも侵略戦争や「国家の政策の手段としての戦争」を禁止したものであり、また、いずれも戦力の保持と交戦権は認めている。

これに対して、日本国憲法は、解釈は分かれるが、無条件に一切の戦争を放棄したのみならず、さらに武力の行使と武力による威嚇をも放棄し、その実行を保障するものとして戦力の不所持と、交戦権の否定を規定している。これは戦争の違法化を一步推し進め徹底させた点で、先駆的なものなのである。

しかし、一方で改憲に向けての動きもみられる。その大きな要因となったのはやはり湾岸戦争であろう。その時日本は多額のお金を出したにもかかわらず、「too late,

too little(遅すぎた、少なすぎた)」と言われ世界では評価されなかったことを受け、戦争に参加できないことが国益に反していると考えて改憲を唱えているのである。

しかし、本当に改憲は必要なのだろうか。私はそうは思わない。

先に挙げた湾岸戦争を例にすれば、当時日本とイラン、サウジアラビアなど湾岸諸国の関係は、最大級の石油輸入国として、ある程度友好関係にあった。一方で、アメリカは一気に武力行使を容認する国連の決議を出させて、攻撃に入っていた。そのような状況の下、日本は資金援助をして「too late, too little(遅すぎた、少なすぎた)」と言われた。そして日本政府はそのことを受け、「世界の中で日の丸の旗を掲げたい」「自衛隊を出動させたい」という気持ちが強くなり今に至っている。

湾岸戦争の頃、ある程度友好関係にあり、日本は諸国と対談できる関係にあったのだから、それを生かして積極的な和平の努力をすべきであったのではないのかと思う。そして、「自衛隊を出動させることができれば」と言う前に、そのような地位にありながら積極的に和平努力、仲介努力をできなかったことを反省すべきであろう。

また、支援金しか出さないことを非難されるが、それもまた間違っているのではないだろうか。日本にもお金が有り余っているわけではない。もちろん世界から見れば裕福な国であることは間違いないが、多額の国債も抱えており、生活保護費などを削るか削らないかというほど財政に余裕もない。そういった中で多額のお金を出すことがどれだけ日本に痛みを伴うことであるか…。日本には平和憲法がある以上戦闘行為には参加できないのであるから、お金の援助に回っているのだということを世界に示していけば認められるのではないかと考える。痛みを伴わない援助は認められなくて当然で、余っているものをあげても感謝されない。人命を失うことはこれ以上ない痛みを伴うことであると思うが、経済的な援助であっても痛みは伴うのではないか。

ところで、先に述べたように、日本国憲法の「平和主義」は過去の歴史の反省を踏まえて取り入れられた原則である。私はその「過去の歴史の反省を踏まえて」というところを特に強調し日本独自の「平和主義」を擁護していかなければならないと考える。このことを裏付けるのは日本国憲法でも取り入れられている権力分立、社会権ではないだろうか。

今でこそ国家は国会・内閣・裁判所に分かれていることが当然のこのように思われているが、昔からそうだったわけではない。近代市民革命以前のヨーロッパでは、国王が国家権力をすべて握っていた。ところが、一人の人間がすべての権力を行使できるとなると、当然「歪み」が出てくる。絶対的な権力を持った国王は、戦争をしたいときには国民を徴兵し、財政が苦しくなれば重税をかけ、気に入らなければ刑罰を科すなど、いくらでも不当なことをなす。そこで、国民は、市民革命以降、まず、自分たちの権利・義務にかかわる規範を作ること、つまり立法権を国王から国民の手に奪い取り、ついで国王の都合により刑罰を科されるなどの不正な裁判が行われることのないよう、司法権も国王の下から奪い取った。そして、各国に内容や特性はあるものの、このような歴史を経て「権力分立」は達成されたのである。そして日本もこのヨーロッパの考えを取り入れ、立法権を国

会に、行政権を内閣に、司法権を裁判所にそれぞれ付与した(41条、65条、76条)のである。

また今では日本国憲法で当然に規定されてある社会権(25条以下)も起源は18・19世紀の資本主義経済の成長期に遡る。当時、個人の経済的自由が重視され、個人がその生命を維持する責任を負い、国家は国民の経済生活に介入しないものとされた。しかし、その後、資本主義経済が高度に発達するに伴い、失業者や貧困者が増大するなど矛盾が顕在化するようになった。そこで、国家が積極的に国民の経済生活に介入し、経済危機の回避と社会的緊張の緩和に努め、社会の矛盾を調整する責任を負うものとされた。そしてワイマール憲法は世界で初めて「人間に値すべき生存」の権利を保障し、さらに世界人権宣言22条にも同様の趣旨の規定が書かれるに至った。そして、そのことを日本でも取り入れ憲法25条以下の条文が規定されたのである。

このように憲法を見ていくと、憲法の内容は過去の歴史の反省を踏まえて作られ、またそれが他の国の憲法に影響を与え進展してきたのである。しかし、それは何も「権力分立」、「社会権」に限る必要はない。

日本における徹底した「平和主義」も、その成立の背景は‘世界で唯一の被爆国’という平和主義を唱えるにはこの上ないほどの経験があるからである。

先に述べたように改憲という意見も見られるが、‘世界で唯一の被爆国’という歴史があるからこそ、二度とそのような惨事が起きないように日本は徹底した「平和主義」を世界に投げかけていかなければならないと思う。「国際平和を希求する」、戦争、武力による威嚇、武力の行使は放棄する、戦力は持たない、これらは机上の空論かもしれないがどこの国も最終形態として、理想とするものではないだろうか。極端な言い方をすれば、こうした規定はたとえ努力目標に留まっていたとしても存在するだけで武力行為、戦闘行為に走ることに歯止めがかかる面もあると思う。

湾岸戦争を機に日本政府は「世界の中で日の丸の旗を掲げたい」と躍起になってきた。憲法を改正してまで自衛隊のあり方を変えて戦場に派遣することだけが世界平和に貢献する唯一の方法ではない。それよりもむしろ「権力分立」、「社会権」が他国の憲法に影響を与えたように、日本における徹底した「平和主義」を他国の憲法に影響を与えるよう、もっとも世界に主張していくことが、世界で唯一の被爆国’という我が国に課せられた使命ではないだろうか。そしていつか他国の憲法に徹底した「平和主義」が採用された時に起源国は日本なのだど堂々と「世界の中で日の丸の旗を掲げ」ればいいのではないだろうか。

以上(3537文字)